

問題集の利用方法

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにして下さい。

★マーク問題……★マーク問題は、テキストにおいて★マークが付されている項目（余裕がある方におさえてもらいたい項目）を中心に作成されている問題です。★マーク問題以外の基礎項目（A・B・Cランク）を完全にマスターしてから取り組むようにしてください。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

5. 解答上の注意点

- (1) 「本年」と指示された場合には「令和9年」として解答して下さい。
- (2) 税額速算表、給与所得控除額等の参考資料は巻末にあります。
- (3) 特に指示があるものを除き、本年において納税者にとって最も有利になる様に解答して下さい。
- (4) 特に指示があるものを除き、解答欄の単位は「円」として解答して下さい。
- (5) 解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入してください。
- (6) 減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げてください。
- (7) 特に指示があるものを除き、「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」をまとめて「所得税等」と表記しております。

目 次

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

各種所得

問題1	速効チェックNo.1	A	3分			
問題2	所得税額の計算の順序	A	3分			
問題3	各種所得	A	6分			

課税標準・課税所得金額の計算

問題4	課税所得金額までの計算No.1	A	4分			
問題5	課税所得金額までの計算No.2	A	3分			

税額計算

問題6	速効チェックNo.2	A	4分			
問題7	税額計算No.1	A	4分			
問題8	税額計算No.2	B	7分			
問題9	税額計算No.3	B	10分			

給与所得

問題10	給与所得の金額No.1	A	3分			
問題11	給与所得の金額No.2	A	3分			
問題12	給与所得の金額No.3	A	4分			

業務と事業

問題13	速効チェックNo.3	A	3分			
問題14	業務と事業	A	2分			

青色申告の承認申請手続

問題15	青色申告の承認申請手続	A	3分			
------	-------------------	---	----	----------------------	----------------------	----------------------

青色申告特別控除

問題16	青色申告特別控除	A	3分			
------	----------------	---	----	----------------------	----------------------	----------------------

不動産所得

問題17	速効チェックNo.4	A	3分			
問題18	収入計上時期No.1	A	5分			
問題19	収入計上時期No.2	B	6分			

個別問題編

問題 1 速効チェック No. 1

ランク 標準時間
A 3分

【設問 1】

次の文章の空欄に入る語句を答えなさい。

- ① 所得税法では、各種所得を全部で 種類に区分している。
② 各種所得を計算する上で、特別控除が設けられている所得は である。

【設問 2】

次のうち、不動産所得となるものを選びなさい。

- ア. 土地の売却 イ. 住宅用家屋の売却 ウ. 建物の貸付け エ. 事業用車両の貸付け

【設問 3】

次の文章の空欄に入る語句を答えなさい。

山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいうが、山林をその取得の日以後 に伐採し又は譲渡したことによる所得は、山林所得に含まれない。

【設問 4】

次の文章の空欄に入る語句を語群から選びなさい。

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいうが、 の譲渡による所得及び による所得は譲渡所得に含まれない。

・事業用資産 ・土地 ・家事用資産 ・山林の伐採又は譲渡 ・棚卸資産 ・固定資産

【設問 5】

次の文章の空欄に入る語句を答えなさい。

総所得金額 = (利子所得の金額 + 配当所得の金額 + 不動産所得の金額 + 事業所得の金額 + 給与所得の金額 + 総合 譲渡所得の金額 + 雑所得の金額) + (総合 譲渡所得の金額 + 一時所得の金額) ×

解 答 P. 64

問題2 所得税額の計算の順序

ランク 標準時間
A 3分

次に掲げる に適当な語句を記入しなさい。

I ① の計算	質的担税力に応じた課税を行うため、課税対象所得を10種類の所得に区分し、各々の所得に応じた方法により所得金額を計算する。
II ② の計算	量的担税力に応じた課税を行うため、I で計算した各種所得の金額を一定の基準によって集計する。
III ③ の計算	所得金額の計算上考慮されない各人の個人的事情を考慮するため、所得控除額を計算する。
IV ④ の計算	課税標準から所得控除額等を控除することにより、税率を乗ずる基となる金額を計算する。
V ⑤ の計算	課税所得金額に税率を乗じて計算し、税額控除や前払税金の精算を行う。

解 答 P. 64

問題3 各種所得

ランク 標準時間
A 6分

次に掲げる に適当な語句又は算式を記入しなさい。

摘 要	金 額	計 算 過 程
I 各種所得の金額の計算 利子所得	×××	①
配当所得	×××	(1) ② (2) ③ (3) (1)－(2)＝×××
不動産所得	×××	(1) ④ (2) ⑤ (3) (1)－(2)＝×××
給与所得	×××	(1) ⑥ (2) ⑦ (3) (1)－(2)＝×××
退職所得	×××	(1) ⑧ (2) ⑨ (3) ⑩＝×××
山林所得	×××	(1) ⑪ (2) ⑫ (3) ⑬ (4) (1)－(2)－(3)＝×××
譲渡所得 総合短期 総合長期 分離短期 分離長期	××× ××× ××× ×××	総合 (1) ⑭ 総短 ⑮＝××× 総長 ⑮＝××× (2) ⑯ ⑰の譲渡益－500,000＝××× ⑱の譲渡益－500,000(残額)＝××× 土地等・建物等 ⑭ 分短 ⑮＝××× 分長 ⑮＝×××
一時所得	×××	(1) ⑲ (2) ⑳ (3) ㉑ (4) (1)－(2)－(3)＝×××
雑所得	×××	(1) ㉒ (2) ㉓ (3) (1)－(2)＝×××

〔解答欄〕

①		⑬	
②		⑭	
③		⑮	
④		⑯	
⑤		⑰	
⑥		⑱	
⑦		⑲	
⑧		⑳	
⑨		㉑	
⑩		㉒	
⑪		㉓	
⑫			

解 答 P. 64

問題 4**課税所得金額までの計算 No.1**

ランク 標準時間

A 4 分

【設問 1】 次に掲げる資料により、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

I 各種所得の金額

不動産所得の金額	1,810,000円
事業所得の金額	9,780,000円
給与所得の金額	1,670,000円
退職所得の金額	3,800,000円
山林所得の金額	7,128,400円
譲渡所得の金額	
(総合短期)	470,000円
(総合長期)	560,000円
(分離短期)	2,800,600円
(分離長期)	8,094,700円
一時所得の金額	200,000円
雑所得の金額	50,000円

【設問 2】 上記【設問 1】の場合における甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

なお、所得控除額の合計額は1,869,500円として計算すること。

〔解答欄〕

【設問 1】

Ⅱ 課税標準の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
総所得金額		
短期譲渡所得 の 金 額		
長期譲渡所得 の 金 額		
山林所得金額		
退職所得金額		
合 計		

【設問 2】

Ⅳ 課税所得金額の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額		
課税短期譲渡 所 得 金 額		
課税長期譲渡 所 得 金 額		
課税山林所得金額		
課税退職所得金額		

解 答 P. 65

問題5**課税所得金額までの計算 No.2**

ランク 標準時間

A 3分

【設問1】 次に掲げる資料により、居住者甲の本年分の課税標準を計算しなさい。

I 各種所得の金額

不動産所得の金額	567,800円
給与所得の金額	1,500,000円
譲渡所得の金額	
（総合長期）	150,000円
（分離短期）	1,700,000円
一時所得の金額	50,000円
退職所得の金額	3,000,000円

【設問2】 上記【設問1】の場合における甲の本年分の課税所得金額を計算しなさい。

なお、所得控除額の合計額は2,370,000円として計算すること。

〔解答欄〕

【設問 1】

Ⅱ 課税標準の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
総 所 得 金 額		
短 期 譲 渡 所 得 の 金 額		
退 職 所 得 金 額		
合 計		

【設問 2】

Ⅳ 課税所得金額の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額		
課 税 短 期 譲 渡 所 得 金 額		
課税退職所得金額		

解 答 P. 65

個別解答編

問題 1

解答

【設問 1】

A 10 B 山林所得・譲渡所得・一時所得

【設問 2】

ウ

【設問 3】

5 年以内

【設問 4】

A 棚卸資産 B 山林の伐採又は譲渡

【設問 5】

A 短期 B 長期 C $\frac{1}{2}$

問題 2

解答

- ① 各種所得の金額
- ② 課税標準
- ③ 所得控除額
- ④ 課税所得金額
- ⑤ 納付税額

問題 3

解答

①	収入金額	⑬	特別控除額 $\{(1)-(2)\} \geq 500,000$ $\therefore$ 少ない金額
②	収入金額	⑭	譲渡損益
③	元本取得に要した負債の利子	⑮	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)
④	総収入金額	⑯	特別控除
⑤	必要経費	⑰	総短
⑥	収入金額	⑱	総長
⑦	給与所得控除額	⑲	総収入金額
⑧	収入金額	⑳	その収入を得るために支出した金額
⑨	退職所得控除額	㉑	特別控除額 $\{(1)-(2)\} \geq 500,000$ $\therefore$ 少ない金額
⑩	$\{(1)-(2)\} \times \frac{1}{2}$	㉒	総収入金額
⑪	総収入金額	㉓	必要経費
⑫	必要経費		

問題 4

解答

【設問 1】

Ⅱ 課税標準の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
総 所 得 金 額	14,160,000	$1,810,000 + 9,780,000 + 1,670,000 + 470,000 + 50,000 + \overset{\text{総長}}{(560,000 + 200,000)} \times \frac{1}{2} = 14,160,000$
短 期 譲 渡 所 得 金 の 金 額	2,800,600	
長 期 譲 渡 所 得 金 の 金 額	8,094,700	
山 林 所 得 金 額	7,128,400	
退 職 所 得 金 額	3,800,000	
合 計	35,983,700	

【設問 2】

Ⅳ 課税所得金額の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	12,290,000	$14,160,000 - 1,869,500 = 12,290,000$ (千円未満切捨)
課 税 短 期 譲 渡 所 得 金 額	2,800,000	(“)
課 税 長 期 譲 渡 所 得 金 額	8,094,000	(“)
課税山林所得金額	7,128,000	(“)
課税退職所得金額	3,800,000	(“)

問題 5

解答

【設問 1】

Ⅱ 課税標準の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
総 所 得 金 額	2,167,800	$567,800 + 1,500,000 + (150,000 + 50,000) \times \frac{1}{2} = 2,167,800$
短 期 譲 渡 所 得 金 の 金 額	1,700,000	
退 職 所 得 金 額	3,000,000	
合 計	6,867,800	

【設問 2】

Ⅳ 課税所得金額の計算

摘 要	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	0	$2,167,800 - \overset{(\text{注})}{2,167,800} = 0$
課 税 短 期 譲 渡 所 得 金 額	1,497,000	$1,700,000 - (2,370,000 - 2,167,800) = 1,497,000$ (千円未満切捨)
課税退職所得金額	3,000,000	

〔参 考〕

〈給与所得控除額〉

給与所得の収入金額が	
(1) 2,200,000円までの場合	740,000円
(2) 2,200,000円を超え 3,600,000円までの場合	収入金額×30%+ 80,000円
(3) 3,600,000円を超え 6,600,000円までの場合	収入金額×20%+ 440,000円
(4) 6,600,000円を超え 8,500,000円までの場合	収入金額×10%+1,100,000円
(5) 8,500,000円を超える場合	1,950,000円

〈公的年金等控除額〉

(1) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が10,000,000円以下である場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	600,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(A)×25%+ 275,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A)×15%+ 685,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A)×5%+1,455,000円
	10,000,000円超	1,955,000円
65歳以上	3,300,000円以下	1,100,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A)×25%+ 275,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A)×15%+ 685,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A)×5%+1,455,000円
	10,000,000円超	1,955,000円

(2) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が10,000,000円超20,000,000円以下である場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	500,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(A)×25%+ 175,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A)×15%+ 585,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A)×5%+1,355,000円
	10,000,000円超	1,855,000円
65歳以上	3,300,000円以下	1,000,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A)×25%+ 175,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(A)×15%+ 585,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A)×5%+1,355,000円
	10,000,000円超	1,855,000円

(3) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が20,000,000円超である場合

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	400,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	$(A) \times 25\% + 75,000$ 円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	$(A) \times 15\% + 485,000$ 円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	$(A) \times 5\% + 1,255,000$ 円
	10,000,000円超	1,755,000円
65歳以上	3,300,000円以下	900,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	$(A) \times 25\% + 75,000$ 円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	$(A) \times 15\% + 485,000$ 円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	$(A) \times 5\% + 1,255,000$ 円
	10,000,000円超	1,755,000円

〈税額速算表〉

課税所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円

2027年受験対策

所得税法 計算問題集（一発合格） 1－1

■発行年月日——2026年8月18日 初版発行

■著 者——資格の大原 税理士講座

■発 行 所——大原出版株式会社

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-2-10

TEL 03-3292-6654

■印刷・製本——セザックス株式会社

本書の全部または一部を無断で転載、複写（コピー）、改変、改ざん、配信、送信、ホームページ上に掲載することは、著作権法で定められた例外を除き禁止されており、権利侵害となります。上記のような使用をされる場合には、その都度事前に許諾を得てください。また、電子書籍においては、有償・無償にかかわらず本書を第三者に譲渡することはできません。